

◎成田税務署からのお知らせ

「インボイス制度説明会」を開催します

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。

成田税務署では、以下の日程にて「インボイス制度説明会」を開催し、制度の概要をご説明しますので、是非ご参加ください。

①日程及び申込期間

日 程 (各回1.5時間、定員100名)	申込期間
2月27日(月) 10時～、13時～、15時～	2月22日(水) 17:00まで
3月9日(木) 10時～、13時～、15時～	3月7日(火) 17:00まで
3月22日(水) 10時～、13時～、15時～	3月17日(金) 17:00まで

②会場：成田市中央公民館(成田市赤坂1-1-3)

③申込先：成田税務署法人課税1部門 0476-28-5151(代表)内線415

※お電話の際は、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。



登録するかどうかは選べる？

免税事業者については、事業者ごとに「登録するかどうかを判断する」こととなりますが、下のチャートのような選択肢が考えられます。自分に当てはめて、フローチャートでチェックしてみましょう。

登録しない場合には、自社の取引にどのような影響があるか、あらかじめ考えておく必要があります。



簡易課税事業者はどうすればいいの？



免税事業者なんだけど、登録しなくちゃいけないのかな。

フローチャートでチェック！

YES →

NO →

現在、消費税の課税業者
消費税を申告納税している

(本則課税・簡易課税)



登録申請
必要

取引相手は
事業者が中心

取引相手は
一般消費者のみ

(領収書を必要としない)

登録するか選択する

現在、免税事業者が、登録するかどうかの判断基準は次の3点です。

- 取引先との関係
- 売上高の減少の可能性
- 消費税の納税額

登録申請
不要

登録する場合、
2つの選択肢があります

売上が1,000万円以下であっても、
インボイス発行事業者になると消費税の納入義務が生じます。

登録しない場合、
免税事業者のままいることも可能

本則課税

売上高に対する消費税額から
仕入にかかる消費税額を差し引
いて納税する消費税額を算出し
ます。

簡易課税

売上高に業種に応じたみなし
仕入率をかけて、納税する消費
税額を算出します。仕入時に支
払った消費税額は影響しません。

